

平成21年3月

平成20年中における
生活経済事犯の検挙状況について

警察庁生活安全局生活環境課

目次

| | | |
|------|--------------|----|
| 1 | 概要 | 1 |
| 2 | 検挙事件の事犯別状況 | 2 |
| (1) | ヤミ金融事犯等の金融事犯 | 2 |
| (2) | 資産形成事犯 | 6 |
| (3) | 特定商取引等事犯 | 9 |
| (4) | 廃棄物事犯等の環境事犯 | 13 |
| (5) | 保健衛生事犯 | 18 |
| (6) | 知的財産権侵害事犯 | 22 |
| (7) | 食の安全に係る事犯 | 29 |
| (8) | 不動産事犯 | 32 |
| (9) | 税法事犯 | 33 |
| (10) | 諸法令事犯 | 35 |

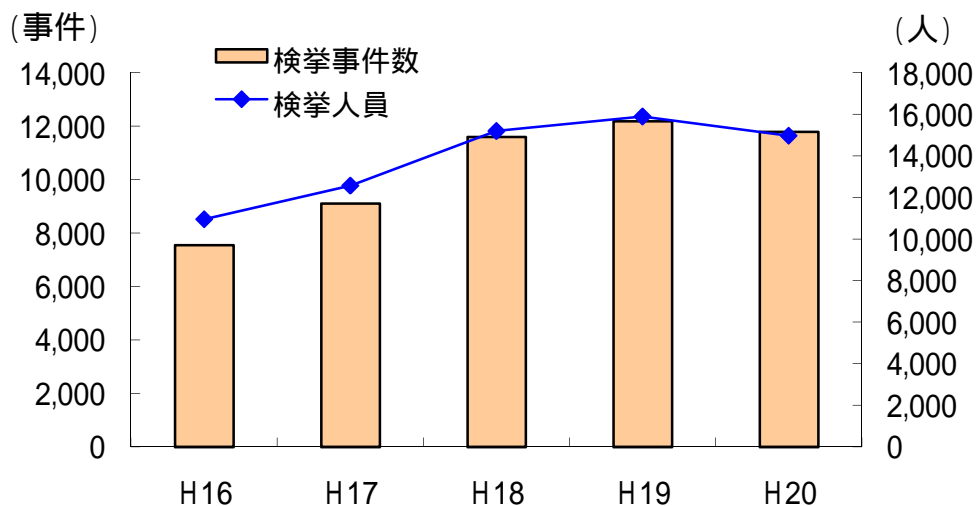
1 概要

平成 20 年中の生活経済事犯の検挙は、11,799 事件、14,967 人であった。
各事犯ごとの検挙状況は、次のとおりであった。

| 事 犯 | H20 | | H19 (参考) | |
|-------------------|-----------|----------|-----------|----------|
| 金 融 事 犯 | 440 事件 | 865 人 | 488 事件 | 1,003 人 |
| うち ヤミ金融事犯 | 437 事件 | 860 人 | 484 事件 | 995 人 |
| 資 産 形 成 事 犯 | 22 事件 | 117 人 | 12 事件 | 86 人 |
| 特 定 商 取 引 等 事 犯 | 142 事件 | 279 人 | 112 事件 | 299 人 |
| 環 境 事 犯 | 7,173 事件 | 8,735 人 | 7,076 事件 | 8,888 人 |
| うち 廃棄物事犯 | 6,124 事件 | 7,602 人 | 6,107 事件 | 7,797 人 |
| 保 健 衛 生 事 犯 | 362 事件 | 458 人 | 384 事件 | 568 人 |
| うち 食の安全に係る事犯 | 37 事件 | 91 人 | 52 事件 | 90 人 |
| 知 的 財 産 権 侵 害 事 犯 | 385 事件 | 710 人 | 441 事件 | 756 人 |
| 不 動 産 事 犯 | 30 事件 | 52 人 | 31 事件 | 46 人 |
| 国 際 経 済 事 犯 | 1 事件 | 6 人 | 0 事件 | 0 人 |
| 税 法 事 犯 | 10 事件 | 30 人 | 9 事件 | 42 人 |
| 諸 法 令 事 犯 | 3,234 事件 | 3,715 人 | 3,644 事件 | 4,202 人 |
| 合 計 | 11,799 事件 | 14,967 人 | 12,197 事件 | 15,890 人 |

注 事件数は、いわゆるヤマ数（事件単位ごとに計上した数）である。

なお、過去 5 年間の生活経済事犯の検挙状況の推移は、次のとおりである。



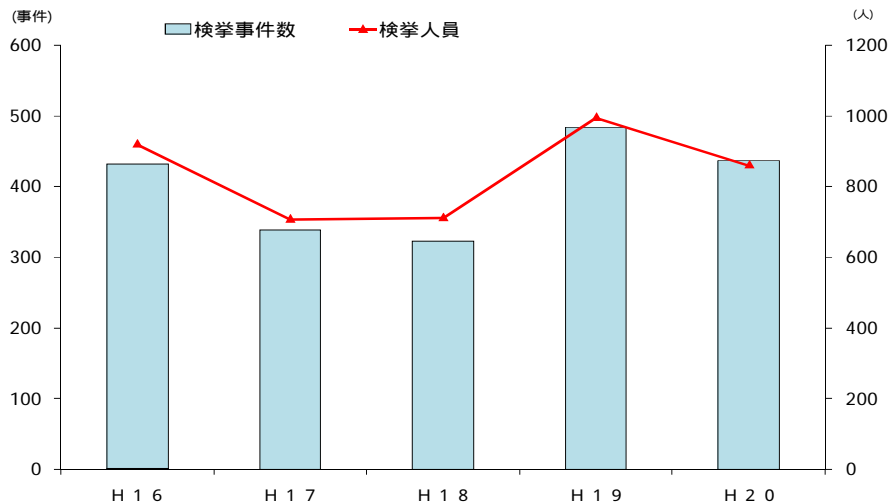
| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 検 挙 事 件 数 | 7,557 | 9,117 | 11,603 | 12,197 | 11,799 |
| 検 挙 人 員 | 10,944 | 12,562 | 15,189 | 15,890 | 14,967 |

2 検挙事件の事犯別状況

(1) ヤミ金融事犯等の金融事犯

平成 20 年中のヤミ金融事犯の検挙事件数は 437 事件、検挙人員は 860 人、16 法人であった。これに銀行法違反等の 3 事件を加えた金融事犯全体では、検挙事件数は 440 事件、検挙人員は 865 人、16 法人であった。

ア 最近 5 年間に於けるヤミ金融事犯の検挙状況



| 事犯 | | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 検挙事件数 | ヤミ金融事犯 | 432 | 339 | 323 | 484 | 437 |
| | その他 | 5 | 4 | 4 | 4 | 3 |
| | 合計 | 437 | 343 | 327 | 488 | 440 |
| 検挙人員 | ヤミ金融事犯 | 919 | 706 | 710 | 995 | 860 |
| | その他 | 8 | 13 | 8 | 8 | 5 |
| | 合計 | 927 | 719 | 718 | 1,003 | 865 |
| 検挙法人 | ヤミ金融事犯 | 20 | 7 | 14 | 20 | 16 |
| | その他 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| | 合計 | 20 | 8 | 15 | 21 | 16 |
| 被害人員等 | ヤミ金融事犯 | 279,389 | 173,399 | 154,511 | 148,543 | 141,394 |
| | その他 | 2,619 | 9,036 | 42,013 | 435 | 710 |
| | 合計 | 282,008 | 182,435 | 196,524 | 148,978 | 142,104 |
| 被害額等 | ヤミ金融事犯 | 348億2,775万円 | 237億7,804万円 | 199億7,536万円 | 303億8,998万円 | 293億3,378万円 |
| | その他 | 69億3,483万円 | 17億7,650万円 | 80億2,380万円 | 2億8,077万円 | 12億2,500万円 |
| | 合計 | 417億6,258万円 | 255億5,454万円 | 279億9,916万円 | 306億7,075万円 | 305億5,878万円 |

注 1 ヤミ金融事犯としては、出資法（高金利）違反事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等の事件を計上している。その他の金融事犯としては、銀行法違反事件等を計上している。

2 被害人員等には、高金利貸付に係る借入者、恐喝等の被害者、銀行法違反の送金依頼者等を計上している。

3 被害額等には、高金利に係る貸付金額、恐喝等の被害額、銀行法違反の送金額等を計上している。

イ 平成 20 年中の検挙状況

ヤミ金融事犯の検挙事件数は 437 事件（ - 47 事件、 - 9.7% ）、検挙人員は 860 人（ - 135 人、 - 13.6% ）で、昨年に比べ検挙事件数、検挙人員ともに減少した。

暴力団の構成員又は準構成員が被疑者である検挙事件数は 146 事件（ + 4 事件、 + 2.8% ）で、全体の 33.4% を占めた（昨年 は 142 事件、全体の 29.3% ）。

| 事 犯 | 事件数 | 検挙人員 | | 検挙法人 | 被害人員等 | 被害額等 | |
|------|-----------|------|-----|------|---------|-------------|-------------|
| | | うち逮捕 | | | | | |
| ヤミ金融 | 無登録・高金利事犯 | 250 | 493 | 422 | 3 | 89,866 | 116億6,180万円 |
| | 無登録事犯 | 59 | 97 | 71 | 1 | 4,438 | 13億3,411万円 |
| | 高金利事犯 | 89 | 207 | 176 | 7 | 45,698 | 161億9,791万円 |
| | その他 | 39 | 63 | 44 | 5 | 1,392 | 1億3,995万円 |
| | 小計 | 437 | 860 | 713 | 16 | 141,394 | 293億3,378万円 |
| その他 | 3 | 5 | 5 | 0 | 710 | 12億2,500万円 | |
| 総数 | 440 | 865 | 718 | 16 | 142,104 | 305億5,878万円 | |

注 1 本資料の表中の無登録・高金利事犯には貸金業法（無登録）違反及び出資法（高金利）違反で検挙した事件数を、無登録事犯には貸金業法（無登録）違反で検挙した事件数を、高金利事犯には出資法（高金利）違反で検挙した事件数をそれぞれ計上している。

2 ヤミ金融のその他の検挙は、貸金業法（取立て行為の規制、書面の不交付等）違反、貸金業に関連した恐喝、債権管理回収業に関する法律違反等である。

3 その他の検挙は、銀行法違反等である。

平成 19 年（参考）

| 事 犯 | 事件数 | 検挙人員 | | 検挙法人 | 被害人員等 | 被害額等 | |
|------|-----------|-------|-----|------|---------|-------------|-------------|
| | | うち逮捕 | | | | | |
| ヤミ金融 | 無登録・高金利事犯 | 277 | 527 | 466 | 8 | 79,326 | 143億2,484万円 |
| | 無登録事犯 | 57 | 78 | 65 | 0 | 6,141 | 21億3,451万円 |
| | 高金利事犯 | 113 | 333 | 267 | 7 | 59,634 | 130億6,666万円 |
| | その他 | 37 | 57 | 36 | 5 | 3,442 | 8億6,397万円 |
| | 小計 | 484 | 995 | 834 | 20 | 148,543 | 303億8,998万円 |
| その他 | 4 | 8 | 6 | 1 | 435 | 2億8,077万円 | |
| 総数 | 488 | 1,003 | 840 | 21 | 148,978 | 306億7,075万円 | |

ウ 主要検挙事例

1 組織的な無登録貸金業者による貸金業法違反及び出資法違反等事件

組織的な無登録貸金業者が、平成 19 年 3 月ころから 20 年 2 月ころまでの間、インターネット上に登録業者を仮装して広告を掲載するなどの方法により融資を勧誘し、約 2,600 人に約 1 億 2,000 万円を貸し付け、法定金利の約 56 倍から約 102 倍の利息を他人名義の口座に振り込ませ受領するなどした。20 年 5 月までに、貸金業法違反（無登録）、出資法違反（超高金利等）、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）等で 10 人を逮捕した（富山）。

2 日賦登録貸金業者による貸金業法違反及び出資法違反事件

日賦貸金業登録を受けている業者が、平成 19 年 2 月ころから 20 年 1 月ころまでの間、電話やダイレクトメールのほか電話帳に広告を掲載するなどの方法により融資を勧誘し、約 800 人に約 1 億 8,000 万円を貸し付ける際に、日賦貸金業者の要件を満たさないにもかかわらず、日賦貸金業者に特例的に認められた金利（1 日当たり 0.15%）で契約し、もって、法定金利の約 2 倍の利息を受領することを内容とする契約をした。20 年 3 月までに、貸金業法違反（書面不交付）、出資法違反（高金利）で 1 法人、8 人（うち 5 人逮捕）を検挙した（新潟）。

3 登録貸金業者による自動車買取り名下の出資法違反事件

登録貸金業者が、平成 18 年 9 月ころから 19 年 11 月ころまでの間、電話帳広告や看板などにより融資を勧誘し、融資を申し込んできた顧客に対し、表向きは金銭貸借の形式をとらず、形式的な自動車の売買契約を締結し、自動車の買取金名下で融資を行い、手数料や保管料名下に利息を徴収するなどの方法により、約 370 人に約 3,000 万円を貸し付け、法定金利の約 10 倍から約 28 倍の利息を受領するなどした。20 年 2 月までに、出資法違反（超高金利）で 3 人を逮捕した（埼玉）。

4 登録貸金業者のシステム金融グループによる出資法違反事件

登録貸金業者からなるシステム金融グループが、平成 18 年 11 月ころから 19 年 7 月ころまでの間、中小企業経営者を対象として、電話帳広告のほか、会社事務所への電話や広告のファックス送信などの方法により融資を勧誘し、融資に成功した顧客の情報を店舗間で共有して、同一人に対して組織的に融資を繰り返すなどの方法により、約 4,000 人に約 67 億 6,000 万円を貸し付け、法定金利の約 5 倍から約 33 倍の利息を受領するなどした。20 年 4 月までに、出資法違反（超高金利）で 10 人を逮捕した（千葉）。

| | |
|----------|--|
| 5 | 暴力団山口組傘下組長らによる商品販売の代理店契約を偽装した貸金業法違反及び出資法違反等事件 |
|----------|--|

暴力団山口組傘下組長らによる無登録貸金業者が、平成 19 年 6 月ころから 20 年 4 月ころまでの間、口コミや紹介等により融資を申し込んできた顧客に対し、融資とあわせて粗悪な商品を交付した上、形式的な商品販売の代理店契約を締結し、商品の販売代金名目で利息を徴収するなどの方法により、約 110 人に約 900 万円を貸し付け、法定金利の約 36 倍の利息を受領するなどしたほか、弁護士の資格を有していないにもかかわらず、借受人等から債務状況を聴取し、大手貸金業者に対する過払い金返還請求を教示の上、裁判所への訴状を提出するなどの非弁行為によって、過払い返還金の約 50 パーセントを報酬として受領した。20 年 7 月までに、貸金業法違反（無登録）、出資法違反（超高金利）、弁護士法違反（非弁行為）で 6 人（うち 5 人逮捕）を検挙した（熊本）。

| | |
|----------|--|
| 6 | 無登録貸金業者及び名簿屋による貸金業法違反等並びに携帯電話レンタル業者による携帯電話不正利用防止法違反事件 |
|----------|--|

無登録貸金業者が、平成 18 年 5 月ころから 20 年 6 月ころまでの間、名簿屋から入手した多重債務者名簿をもとに、電話、ダイレクトメール等の方法により融資を勧誘し、約 5,600 人に法定金利の約 18 倍から約 157 倍の利息で貸し付け、約 2 億 4,000 万円の違法収益を得るなどした。20 年 9 月までに貸金業法違反（無登録）、出資法違反（超高金利）、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で 9 人を逮捕するとともに、多重債務者名簿等を提供した名簿屋 1 人を出資法違反（超高金利）幫助で逮捕した。さらに、無登録貸金業者に対して携帯電話を本人確認せずに貸し出したとして、20 年 10 月までに携帯電話不正利用防止法違反（匿名貸与営業）で携帯電話レンタル業者取締役及び従業員 4 人（うち 2 人逮捕）を検挙した（警視庁、長崎）。

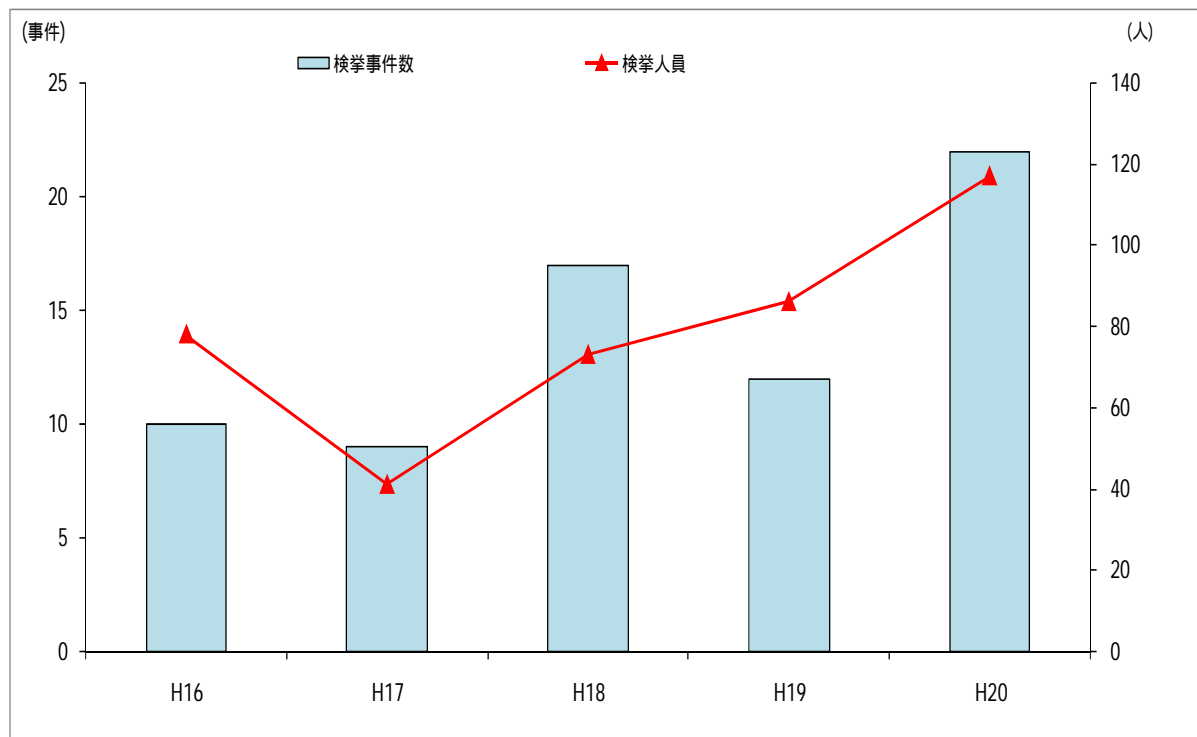
| | |
|----------|---|
| 7 | 無登録貸金業者による年金受給者の預金通帳等を保管するなどした貸金業法違反及び出資法違反等事件 |
|----------|---|

無登録貸金業者が、平成 13 年 1 月ころから 20 年 5 月ころまでの間、口コミや紹介、多重債務者名簿をもとに電話をするなどの方法により融資を勧誘し、申し込んできた年金受給者等に貸し付けるに当たって、融資の返済を受けることを目的に、年金等が振り込まれる口座の通帳、キャッシュカード等を保管するなどして、約 1,200 人に約 2 億円を貸し付け、法定金利の約 2 倍から約 5 倍の利息を受領するなどした。20 年 8 月までに、貸金業法違反（無登録、公的給付にかかる預金通帳等の保管等の制限）、出資法違反（超高金利）、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）等で 11 人（うち 2 人逮捕）を検挙した（大阪）。

(2) 資産形成事犯

平成 20 年中の資産形成事犯の検挙件数は 22 事件、検挙人員は 117 人、4 法人であった。

ア 最近 5 年間における検挙状況



| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 検 挙 事 件 数 | 10 | 9 | 17 | 12 | 22 |
| 検 挙 人 員 | 78 | 41 | 73 | 86 | 117 |
| 検 挙 法 人 | 4 | 6 | 4 | 3 | 4 |
| 被 害 人 員 等 | 8,934 | 3,251 | 14,429 | 30,230 | 64,016 |
| 被 害 額 等 | 392億8,457万円 | 107億1,543万円 | 437億3,206万円 | 807億8,580万円 | 1,579億7,406万円 |

注 1 被害人員等には、詐欺の被害者、無限連鎖講の加入者等を計上している。

2 被害額等には、詐欺の被害額、無限連鎖講の出えん金等を計上している。

イ 平成 20 年中の検挙状況

資産形成事犯の検挙事件数は 22 事件（+10 事件、+83.3%）、検挙人員は 117 人（+31 人、+36.0%）、被害人員等は 6 万 4,016 人（+3 万 3,786 人、+111.8%）、被害額等は約 1,579 億 7,406 万円（+771 億 8,826 万円、+95.5%）で、昨年に比べ大幅に増加した。

手持ち資産を運用して、少しでも多くの利益を得たいという一般投資家の利殖願望につけ込み、「元本保証」、「高配当」等をうたい文句として、多額の出資をさせる預り金事犯が 17 事件で大半を占めた。

出資者が新規出資者を勧誘・獲得すれば紹介料等の名目で報酬を支給するマルチ商法の顧客獲得システムを取り入れたマルチ方式の資産形成事犯の検挙事件数は、

6 事件(全体の 27.3%)、検挙人員は 65 人(全体の 55.6%)、被害人員等は約 3 万 7 千人(全体の 58.1%)、被害額等は約 964 億 1,200 万円(全体の 61.0%)に上った。

| 事 犯 | 事件数 | 検挙人員 | | 検挙法人 | 被害人員等 | 被害額等 |
|----------|-----|------|----|------|--------|---------------|
| | | うち逮捕 | | | | |
| 預り金事犯 | 17 | 96 | 58 | 2 | 62,048 | 1,498億4,786万円 |
| 先物取引事犯 | 1 | 9 | 9 | 1 | 685 | 37億7,000万円 |
| 金融商品取引事犯 | 4 | 12 | 10 | 1 | 1,283 | 43億5,620万円 |
| ねずみ講事犯 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 22 | 117 | 77 | 4 | 64,016 | 1,579億7,406万円 |

平成 19 年 (参考)

| 事 犯 | 事件数 | 検挙人員 | | 検挙法人 | 被害人員等 | 被害額等 |
|----------|-----|------|----|------|--------|-------------|
| | | うち逮捕 | | | | |
| 預り金事犯 | 7 | 60 | 47 | 0 | 23,931 | 759億5,780万円 |
| 先物取引事犯 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融商品取引事犯 | 4 | 22 | 20 | 3 | 3,499 | 43億7,000万円 |
| ねずみ講事犯 | 1 | 4 | 4 | 0 | 2,800 | 4億5,800万円 |
| 計 | 12 | 86 | 71 | 3 | 30,230 | 807億8,580万円 |

ウ 主要検挙事例

| | |
|----------|--|
| 1 | 投資運用業者幹部らによる海外エビ養殖事業への投資を装った組織的詐欺事件 |
|----------|--|

投資運用業者の幹部らが、平成 17 年 2 月ころから 19 年 5 月ころまでの間、「海外でのエビ養殖事業に投資すれば、元本を保証し、1 年後には出資額の 100 パーセントを配当する。」などとうそを言った上、出資者が新たな出資者を獲得すれば紹介料を支給するマルチ方式を採用して、約 3 万 5,000 人から約 849 億円をだまし取った。20 年 7 月までに、組織的犯罪処罰法違反(組織的詐欺)で 34 人(うち 20 人逮捕)を検挙した(警視庁、長野、愛知、兵庫、広島、沖縄)。

| | |
|----------|---|
| 2 | ロコ・ロンドン貴金属取引仲介会社役員らによる海外貴金属売買取引への投資を装った組織的詐欺事件 |
|----------|---|

ロコ・ロンドン貴金属取引仲介会社の幹部らが、平成 19 年 6 月から 20 年 5 月までの間、「当社は経済産業省の許可を得ている。今は 30 年に一度の絶対儲かるチャンスで、元金も保証され、万が一倒産しても海外業者の保証があるので絶対に損はしない。」などとうそを言って、約 685 人から約 37 億 7,000 万円をだまし取った。20 年 9 月、詐欺罪で 9 人を逮捕した。また、同年 11 月、逮捕した 9 人のうち幹部ら 3 人を組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益の仮装)で検挙した(千葉、長野)。

| | |
|----------|--|
| 3 | 和牛育成・販売会社役員らによる和牛預託オーナー募集を装った詐欺事件 |
|----------|--|

和牛育成・販売会社の役員らが、平成 7 年 11 月から 19 年 12 月までの間、「出資金を支払って和牛のオーナーとなれば、当社が和牛の預託を受けて育成し、その売却益として、出資額に応じて年 4.5 パーセントから 9.9 パーセントの割合で配当する。」などといったその内容のパンフレットを送付するなどして、約 1 万 4,000 人から約 387 億円をだまし取るなどした。20 年 11 月、詐欺罪で 6 人を逮捕した(警視庁)。

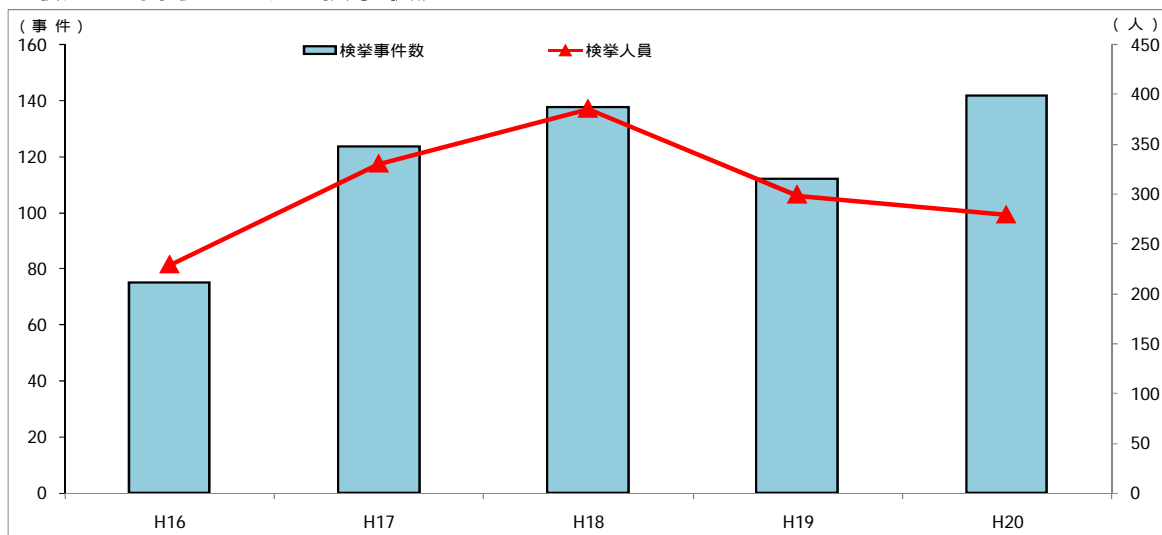
| | |
|----------|---------------------------------|
| 4 | 無認可共済幹部による共済掛金募集を装った詐欺事件 |
|----------|---------------------------------|

無認可共済の幹部が、平成 11 年 6 月から 18 年 10 月までの間、「当社は経済産業省の許可を得ており、共済掛金や社債による借入金海外に投資運用しているため、保険金の支払いや社債は、約定どおりの利息をつけて確実に支払うことができる。」などとうそを言って、約 4,200 人から約 45 億 3,400 万円をだまし取った。20 年 1 月、詐欺罪で 1 人を逮捕した(徳島、高知)。

(3) 特定商取引等事犯

平成 20 年中の特定商取引等事犯の検挙事件数は 142 事件、検挙人員は 279 人、28 法人であった。

ア 最近 5 年間における検挙状況



| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 検 挙 事 件 数 | 75 | 124 | 138 | 112 | 142 |
| 検 挙 人 員 | 229 | 330 | 385 | 299 | 279 |
| 検 挙 法 人 | 11 | 27 | 32 | 34 | 28 |
| 被 害 人 員 等 | 27,719 | 64,420 | 70,679 | 75,495 | 33,833 |
| 被 害 額 等 | 92億0,690万円 | 350億6,785万円 | 307億6,091万円 | 196億1,200万円 | 107億1,870万円 |

注 1 被害人員等には、詐欺の被害者、特定商取引法違反の契約者数等を計上している。

2 被害額等には、詐欺の被害額、特定商取引法違反の契約額等を計上している。

イ 平成 20 年中の検挙状況

特定商取引等事犯の検挙事件数は 142 事件(+ 30 事件、+ 26.8%)、検挙人員は 279 人(- 20 人、- 6.7%)、被害人員等は 3 万 3,833 人(- 4 万 1,662 人、- 55.2%)、被害額等は約 107 億 1,870 万円(- 約 88 億 9,330 万円、- 45.3%)で、昨年に比べ検挙事件数は増加、被害人員等及び被害額等は大幅に減少した。

連鎖販売取引(違法なマルチ商法)の検挙事件数は 1 事件、検挙人員は 7 人であったが、被害者数は約 5,600 人、被害額は約 32 億 4,000 万円に上った。

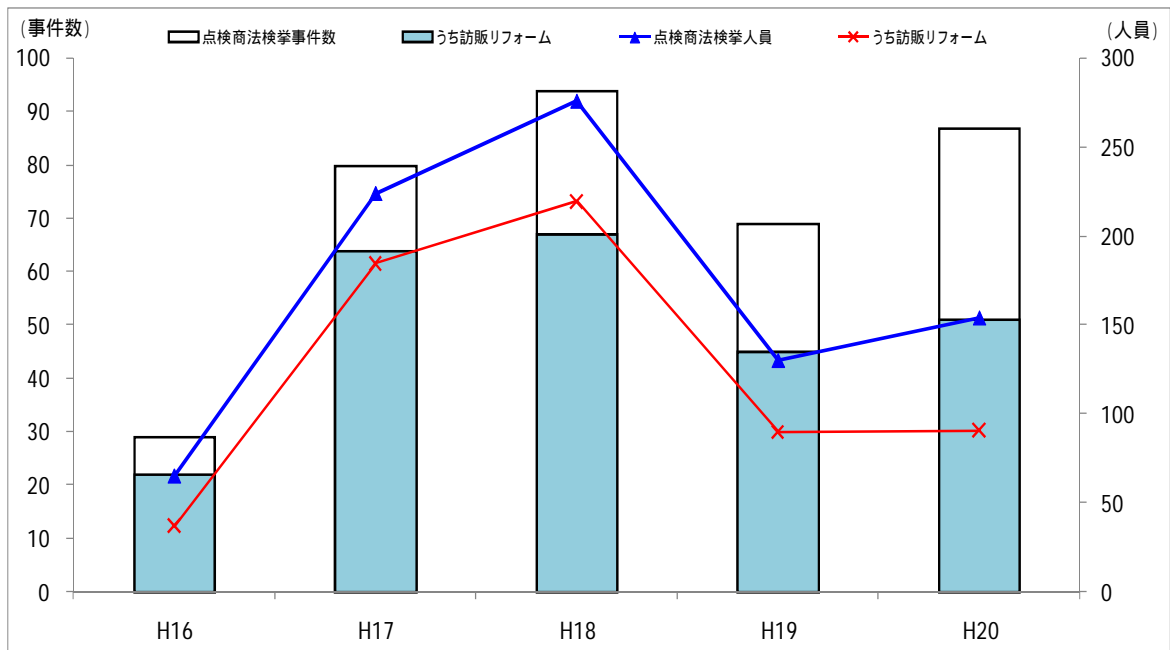
| 事 犯 | 事件数 | 検 挙 人 員 | | | 被害人員等 | 被害額等 |
|--------|-----|---------|------|----|--------|-------------|
| | | うち逮捕 | 検挙法人 | | | |
| 物品販売関係 | 66 | 147 | 102 | 18 | 25,729 | 85億4,500万円 |
| 権利販売関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 役務提供関係 | 76 | 132 | 89 | 10 | 8,104 | 21億7,370万円 |
| 計 | 142 | 279 | 191 | 28 | 33,833 | 107億1,870万円 |

平成 19 年中（参考）

| 事 犯 | 事件数 | 検挙人員 | | 検挙法人 | 被害人員等 | 被害額等 |
|--------|-----|------|------|------|--------|-------------|
| | | | うち逮捕 | | | |
| 物品販売関係 | 43 | 148 | 122 | 16 | 52,907 | 136億5,100万円 |
| 権利販売関係 | 1 | 2 | 2 | 0 | 3 | 370万円 |
| 役務提供関係 | 68 | 149 | 112 | 18 | 22,585 | 59億5,730万円 |
| 計 | 112 | 299 | 236 | 34 | 75,495 | 196億1,200万円 |

ウ 点検商法及び訪販リフォーム事犯の検挙状況

平成 20 年中の点検商法の検挙事件数は 87 事件（+ 18 事件、+ 26.1%）、検挙人員は 154 人（+ 24 人、+ 18.5%）、被害人員等は 1 万 790 人（- 4,640 人、- 30.1%）、被害額等は約 23 億 5,070 万円（- 約 16 億 6,000 万円、- 41.4%）であり、そのうち、訪販リフォーム事犯の検挙事件数は 51 事件（+ 6 事件、+ 13.3%）、検挙人員は 91 人（+ 1 人、+ 1.1%）であった。



| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-----------|------------|-------------|-------------|------------|------------|
| 点検商法検挙事件数 | 29 | 80 | 94 | 69 | 87 |
| うち訪販リフォーム | 22 | 64 | 67 | 45 | 51 |
| 点検商法検挙人員 | 65 | 224 | 276 | 130 | 154 |
| うち訪販リフォーム | 37 | 185 | 220 | 90 | 91 |
| 点検商法被害人員等 | 5,880 | 40,905 | 58,907 | 15,430 | 10,790 |
| うち訪販リフォーム | 4,878 | 24,173 | 47,204 | 12,730 | 4,524 |
| 点検商法被害額等 | 15億3,903万円 | 260億8,587万円 | 269億5,033万円 | 40億1,033万円 | 23億5,070万円 |
| うち訪販リフォーム | 13億5,798万円 | 222億9,105万円 | 252億8,953万円 | 38億4,050万円 | 16億3,460万円 |

エ 主要検挙事例

| | |
|---|--|
| 1 | インターネットゲームソフト開発会社役員らによるＣＤロムの連鎖販売等を装った違法なマルチ商法に係る組織的詐欺事件 |
|---|--|

インターネットゲームソフト開発会社の役員らが、平成16年9月から18年9月までの間、「当社が販売するＣＤロムを購入して会員になれば、インターネットゲームの広告収入から毎月高配当が得られる。」などとうそを言って、新会員を加入させれば紹介料を支給する方法により、聴覚障害者約2,600人を含む約5,600人から約32億4,000万円をだまし取った。20年1月、詐欺罪で7人を逮捕した。また、逮捕した7人のうち役員ら6人について、組織的犯罪処罰法違反(組織的詐欺)で検挙した(大阪)。

| | |
|---|---|
| 2 | 印鑑等販売会社の社員による易断を装った高額な印鑑等販売に係る特定商取引法違反(威迫困惑、書面不交付)事件 |
|---|---|

印鑑等販売会社の社員が、平成17年1月から20年1月までの間、高額な印鑑等を販売する目的であることを隠して、手相鑑定や姓名鑑定を装って顧客を営業所に誘い出し、「短い印鑑や欠けた印鑑を使っていると短命に終わる。」などと威迫した上、長時間にわたり執拗に売買契約を締結するよう迫って困惑させ、約300人と約4,390万円相当の売買契約を締結するなどした。20年2月、特定商取引法違反(威迫困惑、書面不交付)で5人を逮捕した(長野)。

| | |
|---|--|
| 3 | 不動産会社役員らによる原野商法被害者に対する土地転売あっせんを装った二次被害商法に係る詐欺事件 |
|---|--|

不動産会社の役員らが、平成12年10月から20年2月までの間、以前原野商法によって資産価値の低い土地を購入させられた高齢の所有者を狙って、測量の必要がなく購入希望者もいないのに「購入希望者がいるので、測量すれば高値で転売できる。」などとうそを言って、測量工事代金名下に448人から約2億1,400万円をだまし取った。20年8月までに、詐欺罪で4人を逮捕した(埼玉)。

| | |
|---|---|
| 4 | 健康食品販売会社役員らによる催眠商法に係る特定商取引法違反(不実の告知)及び詐欺事件 |
|---|---|

健康食品販売会社とプレスレット販売会社の役員らが、平成19年8月から20年8月までの間、日用雑貨品の格安販売を装ってチラシを配布し、空き店舗に顧客を集めて日用品を販売するなどした上で、何ら根拠がないのに「あなたの体内に電磁波が溜まっているので、白内障や認知症になるおそれがある。プレスレットを着けたほうがいい。」などとうそを言って、プレスレット販売代金名下に約200人から約3,500万円をだまし取った。20年10月までに、特定商取引法違反(不実の告知)及び詐欺罪で6人を逮捕した(長崎)。

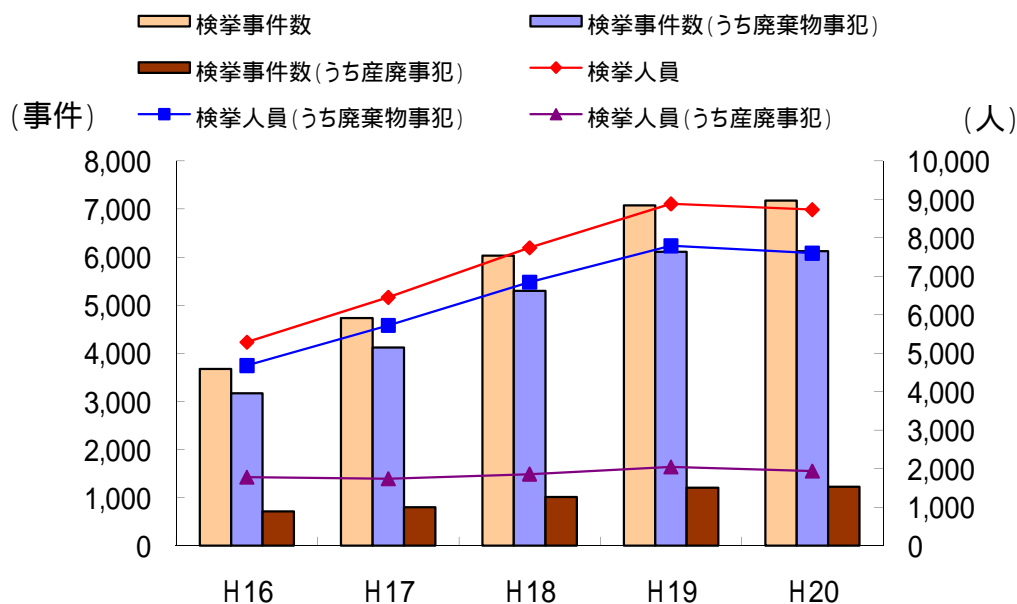
| | |
|---|---|
| 5 | 住宅リフォーム会社役員らによる点検商法に係る特定商取引法違反(不実の告知)及び詐欺事件 |
|---|---|

住宅リフォーム会社の役員らが、平成 18 年 10 月から 20 年 8 月までの間、瓦屋根の住宅に住む高齢者を狙って、付近の電気工事による停電の事前連絡を装って訪問した上、屋根瓦にずれや雨漏りはなく修繕工事をする必要がないのに、「屋根の漆喰が落ちている。屋根瓦の針金も切れている。雨漏りが心配だ。」などとうそを言って、修繕工事契約を締結し、工事代金名下に約 570 人から約 7 億円をだまし取るなどした。20 年 11 月までに、特定商取引法違反(不実の告知)及び詐欺罪で 5 人を逮捕した(奈良)。

(4) 廃棄物事犯等の環境事犯

平成20年中の廃棄物事犯の検挙事件数は6,124事件、検挙人員は7,602人、481法人であった。これに鳥獣保護関係事犯等を加えた環境事犯全体の検挙事件数は7,173事件、検挙人員は8,735人、508法人であった。

ア 最近5年間における検挙状況



| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 検 挙 事 件 数 | 3,674 | 4,735 | 6,030 | 7,076 | 7,173 |
| うち廃棄物事犯 | 3,166 | 4,123 | 5,301 | 6,107 | 6,124 |
| うち産廃事犯 | 709 | 797 | 1,013 | 1,206 | 1,225 |
| 検 挙 人 員 | 5,292 | 6,458 | 7,750 | 8,888 | 8,735 |
| うち廃棄物事犯 | 4,684 | 5,728 | 6,852 | 7,797 | 7,602 |
| うち産廃事犯 | 1,781 | 1,742 | 1,863 | 2,051 | 1,940 |
| 検 挙 法 人 | 338 | 544 | 432 | 573 | 508 |
| うち廃棄物事犯 | 320 | 527 | 423 | 549 | 481 |
| うち産廃事犯 | 306 | 471 | 350 | 449 | 376 |

イ 平成 20 年中の検挙状況

廃棄物事犯の検挙事件数は 6,124 事件 (+17 事件、+0.3%)、検挙人員は 7,602 人 (-195 人、-2.5%) で、昨年とほぼ同水準であるが、検挙事件数は昨年より微増したため、平成 2 年の統計開始以降最多となった。

産業廃棄物事犯の検挙事件数は 1,225 事件 (+19 事件、+1.6%)、検挙人員は 1,940 人 (-111 人、-5.4%)、376 法人 (-73 法人、-16.3%) で、検挙事件数は平成 2 年の統計開始以降最多であった。

一般廃棄物事犯の検挙事件数は 4,899 事件 (-2 事件、-0.04%)、検挙人員は 5,662 人 (-84 人、-1.5%) であり、昨年とほぼ同水準であった。

一般廃棄物事犯のうち、焼却禁止違反の検挙事件数は 1,697 事件 (+202 事件、+13.5%)、検挙人員は 1,965 人 (+189 人、+10.6%) であり、依然として増加している。

軽油引取税の脱税を目的とした軽油の密造に伴い生じた硫酸ピッチ等の不適正処理事犯については、検挙事件数は 2 事件 (-4 事件)、検挙人員は 13 人 (-31 人)、2 法人 (+1 法人) であった。これは、軽油の密造に際し、軽油密造に利用される灯油等に混入させている識別剤のクマリンを、硫酸以外の薬品を使用して抜き取るといった硫酸ピッチを発生させない方法を用いたり、クマリンを抜かないまま不正軽油を燃料として使用する傾向が増加しているためと考えられる。

また、産業廃棄物事犯のうち、排出事業者による不適正処理の検挙事件数は 510 事件 (+131 事件、+34.6%) であり、昨年に比べ大幅に増加した。

なお、廃棄物事犯以外の分野では、

オオルリ等非狩猟鳥獣の違法捕獲・違法飼養等に係る鳥獣保護関係事犯 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律違反事件)

愛護動物の虐待、特定動物の無許可飼養等に係る動物の愛護及び管理に関する法律違反等に係る動物愛護関係事犯

その他として、無許可で鉱物を掘採する等の自然公園法違反、森林における産物の窃取等の森林法違反、無許可で土石を採取する等の海岸法違反等の自然環境の保護に係る事犯

などが挙げられる。

| 事 犯 | 事件数 | 検挙人員 | | 検挙法人 |
|-----------------|-------|-------|-----|------|
| | | うち逮捕 | | |
| 廃 棄 物 事 犯 | 6,124 | 7,602 | 482 | 481 |
| うち産業廃棄物事犯 | 1,225 | 1,940 | 349 | 376 |
| 水 質 汚 濁 事 犯 | 5 | 7 | 5 | 4 |
| 鳥 獣 保 護 関 係 事 犯 | 593 | 607 | 14 | 0 |
| 動 物 愛 護 関 係 事 犯 | 277 | 291 | 10 | 14 |
| そ の 他 | 174 | 228 | 13 | 9 |
| 計 | 7,173 | 8,735 | 524 | 508 |

注 その他の検挙は、森林法違反（121 事件）、自然公園法違反（7 事件）、河川法違反（6 事件）、海岸法違反（6 事件）等である。

平成 19 年（参考）

| 事 犯 | 事件数 | 検挙人員 | | 検挙法人 |
|-----------------|-------|-------|-----|------|
| | | うち逮捕 | | |
| 廃 棄 物 事 犯 | 6,107 | 7,797 | 530 | 549 |
| うち産業廃棄物事犯 | 1,206 | 2,051 | 372 | 449 |
| 水 質 汚 濁 事 犯 | 10 | 20 | 0 | 9 |
| 鳥 獣 保 護 関 係 事 犯 | 579 | 613 | 14 | 3 |
| 動 物 愛 護 関 係 事 犯 | 247 | 266 | 18 | 4 |
| そ の 他 | 133 | 192 | 25 | 8 |
| 計 | 7,076 | 8,888 | 587 | 573 |

注 その他の検挙は、森林法違反（88 事件）、自然公園法違反（12 事件）、河川法違反（9 事件）、海岸法違反（6 事件）等である。

ウ 主要検挙事例

| | |
|---|---|
| 1 | ホテルグループ創業者らによる産業廃棄物(石膏ボード等)不法投棄に係る廃棄物処理法違反事件 |
|---|---|

ホテルグループ創業者らが、平成 16 年 10 月下旬から 12 月下旬までの間、ホテル新築工事現場から排出された石膏ボード等の産業廃棄物約 30 トンを、同ホテル地下配管室に不法投棄した。20 年 5 月、同ホテルから硫化水素が発生し、現場付近の会社従業員 8 人が病院で診察を受けたことから、事件が発覚した。20 年 10 月までに、廃棄物処理法違反(不法投棄)で 13 人(うち 3 人逮捕)を検挙した(島根)。

| | |
|---|--|
| 2 | 自動車解体業者による飛散性アスベスト(廃石綿)の不法投棄に係る廃棄物処理法違反事件 |
|---|--|

自動車解体業者が、平成 20 年 4 月、家屋解体工事に伴って生じた特別管理産業廃棄物である飛散性アスベスト(廃石綿)約 3,700 キログラムを自宅敷地内に埋め立て不法投棄した。20 年 9 月、廃棄物処理法違反(不法投棄)で 1 人を逮捕した(群馬)。

| | |
|---|--|
| 3 | 廃棄物無許可処理業者らによる産業廃棄物の不適正処理に係る廃棄物処理法違反等事件 |
|---|--|

廃棄物無許可処理業者らが、平成 18 年 12 月から 20 年 10 月までの間、家屋解体工事現場等から排出された廃プラスチック類等の産業廃棄物約 1,050 立方メートルを埋め立て処分した。20 年 11 月までに廃棄物処理法違反(委託違反、受託の禁止、不法投棄、無許可処分業)で 7 人(うち 3 人逮捕)を検挙するとともに、犯罪収益として得た小切手及び銀行口座残高金額合計約 336 万円について組織的犯罪処罰法による起訴前没収保全を適用した(滋賀)。

| | |
|---|--|
| 4 | 石油製品販売業者らによる硫酸ピッチ等の不適正保管及び措置命令違反に係る廃棄物処理法違反事件 |
|---|--|

石油製品販売業者らが、平成 19 年 9 月から 11 月までの間、不正軽油の製造に伴い生じた硫酸ピッチ等入りドラム缶 14 本を不適正保管するとともに、付近現場において硫酸ピッチ等入りドラム缶 1,501 本の全量撤去の措置命令を受けながらこれに従わなかった。20 年 10 月までに廃棄物処理法違反(指定有害廃棄物の処理の禁止、措置命令)で、2 法人、12 人(うち 8 人逮捕)を検挙した(奈良)。

| | |
|---|--|
| 5 | 大手水産加工会社による大量のうに殻の不法投棄に係る廃棄物処理法違反事件 |
|---|--|

大手水産加工会社が、平成 20 年 9 月、海産物の加工・製造に伴って生じた産業廃棄物である大量のうに殻合計約 1,230 キログラムを山林に不法投棄した。20

年 10 月までに廃棄物処理法違反（不法投棄）で 1 法人、6 人（うち 4 人逮捕）を検挙した（青森）。

6 廃棄物処理業者による排水基準違反に係る水質汚濁防止法違反事件

法定の特定施設を有する廃棄物処理許可業者が、平成 20 年 4 月から 5 月までの間、法令で定めている鉛及びその化合物の排水基準を超える排出水を公共用水域である市江川に排出した。20 年 7 月までに、水質汚濁防止法違反（排水基準違反）で 1 法人、3 人（うち 3 人逮捕）を検挙した（愛知）。

7 食鶏処理加工業者による排水基準違反に係る水質汚濁防止法違反事件

法定の特定施設を有する食鶏処理加工業者が、平成 20 年 1 月から 2 月までの間、県条例で定めている生物化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び大腸菌群数の排水基準を超える排出水を、公共用水域である堀川に排出した。20 年 4 月、水質汚濁防止法（排水基準違反）違反で 1 法人、1 人を検挙した（千葉）。

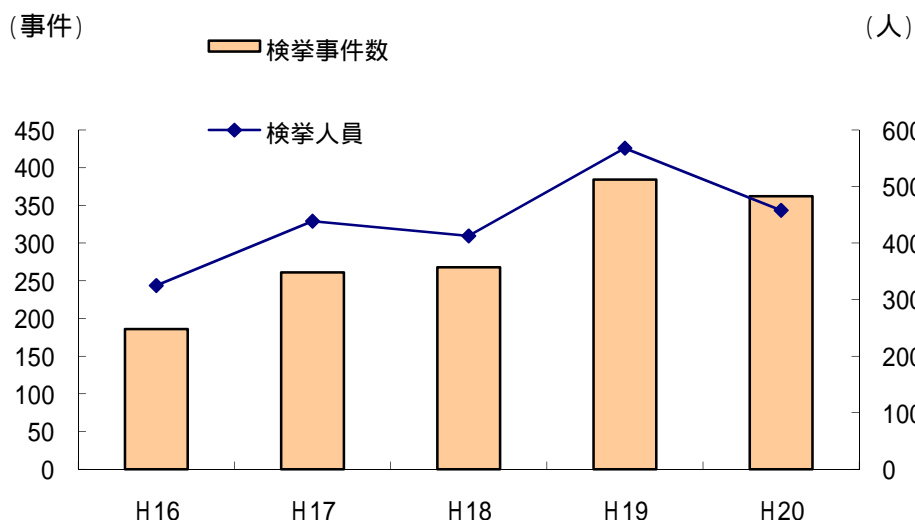
8 作業員による毒ヘビの無許可飼養に係る動物愛護管理法違反事件

作業員は、平成 20 年 7 月、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある特定動物である毒ヘビ 51 匹（コブラ科 12 種 25 匹、クサリヘビ科 19 種 23 匹、ナミヘビ科 1 種 3 匹）を、飼養に係る知事の許可がないにもかかわらず、自宅マンション内において飼養していた。20 年 8 月、動物愛護管理法違反（特定動物の無許可飼養）で 1 人を逮捕した（警視庁）。

(5) 保健衛生事犯

平成 20 年中の保健衛生事犯（薬事関係事犯、医事関係事犯、公衆衛生関係事犯）の検挙事件数は 362 事件、検挙人員は 458 人、31 法人であった。

ア 最近 5 年間における検挙状況



| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 検 挙 事 件 数 | 186 | 261 | 268 | 384 | 362 |
| 検 挙 人 員 | 325 | 439 | 413 | 568 | 458 |
| 検 挙 法 人 | 31 | 28 | 26 | 31 | 31 |

注 平成 17 年からは、食品の産地等虚偽表示に関する事犯は含まれていない。

イ 平成 20 年中の検挙状況

保健衛生事犯の検挙事件数は 362 事件（- 22 事件、- 5.7%）、検挙人員は 458 人（- 110 人、- 19.4%）、31 法人（±0 法人、±0%）で、検挙事件数及び検挙人員がともに昨年に比べ減少した。

具体的な検挙状況としては、模造医薬品等を個人輸入代行業を仮装して販売する事犯のほか、国民の健康や美容願望につけ込み、医学的根拠が明らかでないにもかかわらず、あたかも特定の疾病や部位に効くような効能効果をうたい、又は虚偽の体験談を用いるなどして、健康食品や健康器具を高額で販売するなどの薬事法違反等の薬事関係事犯の検挙が 100 事件（+ 9 事件、+ 9.9%）、163 人（- 29 人、- 15.1%）、21 法人（- 4 法人、- 16.0%）であった。

また、無資格者による医師法違反、歯科医師法違反、あん摩マッサージ指圧師等法違反等の医事関係事犯の検挙が 50 事件（+ 2 事件、+ 4.2%）、84 人（- 21 人、- 20.0%）、0 法人（- 1 法人、- 100.0%）となっている。

また、無許可の飲食店営業等に係る食品衛生法違反、飼養犬の無登録等に係る狂犬病予防法違反等の公衆衛生関係事犯の検挙は、212 事件（- 33 事件、- 13.5%）、211 人（- 60 人、- 22.1%）、10 法人（+ 5 法人、+ 100.0%）であった。

| 事 犯 | 事件数 | 検挙人員 | | 検挙法人 |
|-----------------|-----|------|-----|------|
| | | うち逮捕 | | |
| 薬 事 関 係 事 犯 | 100 | 163 | 94 | 21 |
| 医 事 関 係 事 犯 | 50 | 84 | 36 | 0 |
| 公 衆 衛 生 関 係 事 犯 | 212 | 211 | 15 | 10 |
| うち食品衛生関係事犯 | 21 | 34 | 9 | 5 |
| そ の 他 | 191 | 177 | 6 | 5 |
| 計 | 362 | 458 | 145 | 31 |

注 その他の検挙は、狂犬病予防法違反（168 事件）、旅館業法違反（3 事件）等である。

平成 19 年（参考）

| 事 犯 | 事件数 | 検挙人員 | | 検挙法人 |
|-----------------|-----|------|-----|------|
| | | うち逮捕 | | |
| 薬 事 関 係 事 犯 | 91 | 192 | 106 | 25 |
| 医 事 関 係 事 犯 | 48 | 105 | 49 | 1 |
| 公 衆 衛 生 関 係 事 犯 | 245 | 271 | 17 | 5 |
| うち食品衛生関係事犯 | 48 | 69 | 16 | 3 |
| そ の 他 | 197 | 202 | 1 | 2 |
| 計 | 384 | 568 | 172 | 31 |

注 その他の検挙は、狂犬病予防法違反（188 事件）、旅館業法違反（3 事件）等である。

ウ 主要検挙事例

| | |
|---|---|
| 1 | 美容エステ店における光脱毛機を使用したフォトフェイシャル行為の医師法違反事件 |
|---|---|

医師免許を持たないエステサロン経営者及び従業員が、平成 19 年 8 月ころから 20 年 10 月ころまでの間、業として、同店内に設置した光脱毛機を使用して、皮膚に光線を照射し、皮膚組織を破壊する方法により医行為に該当するフォトフェイシャル行為を行い、顧客に火傷を負わせていた。20 年 10 月、医師法違反（無資格医業）で 2 人を逮捕した（京都）。

| | |
|---|--|
| 2 | 美容エステ店における光脱毛機を使用した脱毛行為の医師法違反事件 |
|---|--|

医師免許を持たないエステサロン店長及び従業員が、平成 19 年 5 月ころから 20 年 3 月ころまでの間、業として、同店内に設置した光脱毛機を使用して、女性客 5 人の下腿、脇、手の甲等の皮膚に強力な光線を照射し、体毛の毛根部分等を破壊する方法により医行為に該当する脱毛行為を行い、顧客に火傷を負わせていた。20 年 9 月、医師法違反（無資格医業）で 3 人を逮捕した（京都）。

| | |
|---|-----------------------|
| 3 | 偽眼科医による医師法違反事件 |
|---|-----------------------|

医師免許を持たない無資格者が、情を知らない医師を名義人として診療所を開設し、平成 18 年 8 月ころから 20 年 9 月ころまでの間、自らが眼科医として患者に対する問診、検眼、コンタクトレンズ及び薬剤の処方等の医行為を行い、二重瞼の形成手術により瘢痕及び術後感染症による加療を要する傷害を負わせていた。20 年 10 月、医師法違反（無資格医業）で 1 人を逮捕した（愛媛）。

| | |
|---|-------------------------|
| 4 | 偽整形外科医による医師法違反事件 |
|---|-------------------------|

医師免許を持たない無資格者が、平成 19 年 10 月ころから 20 年 10 月ころまでの間、実在する別人の医師免許証の写しを使用して勤務先の医療法人及び夜間休日急病診療所において整形外科医として勤務し、患者に対する診察、診断、注射、処方等の医行為を行っていた。20 年 11 月、医師法違反（無資格医業）で 1 人を逮捕した（千葉）。

| | |
|---|------------------------------|
| 5 | 偽看護師による保健師助産師看護師法違反事件 |
|---|------------------------------|

看護師及び准看護師の免許を持たない無資格者が、平成 15 年 12 月ころから 19 年 10 月ころまでの間、偽造した看護師免許証を使用して 3 病院において看護師長として勤務し、患者に対する点滴、処置等の診療補助行為を行っていた。20 年 5 月、保健師助産師看護師法違反（非看護師の業務）で 1 人を逮捕した（千葉）。

| | |
|----------|-----------------------------------|
| 6 | 未承認ガン検査薬の無許可販売等に係る薬事法等違反事件 |
|----------|-----------------------------------|

輸入代行業の代表らが、平成 16 年 11 月から 20 年 3 月までの間、国外で研究開発されたと称する未承認のガン検査薬を国内に密輸入し、看護師派遣等事業の社長らと共謀し、「尿検査するだけで体内のガン細胞が検出できる」などと標榜して無許可販売するとともに、同社長において「低リスク検診」と称して会員等を募集し、医師免許を持たないで、業として、同ガン検査薬を使用してガン診断や「あなたの血液はドロドロです、このままでは脳梗塞、心筋梗塞になります」等の診断を行っていた。20 年 7 月、薬事法違反（無許可販売業）、医師法違反（無資格医業）等で 9 人（うち 5 人逮捕）を検挙した（警視庁）。

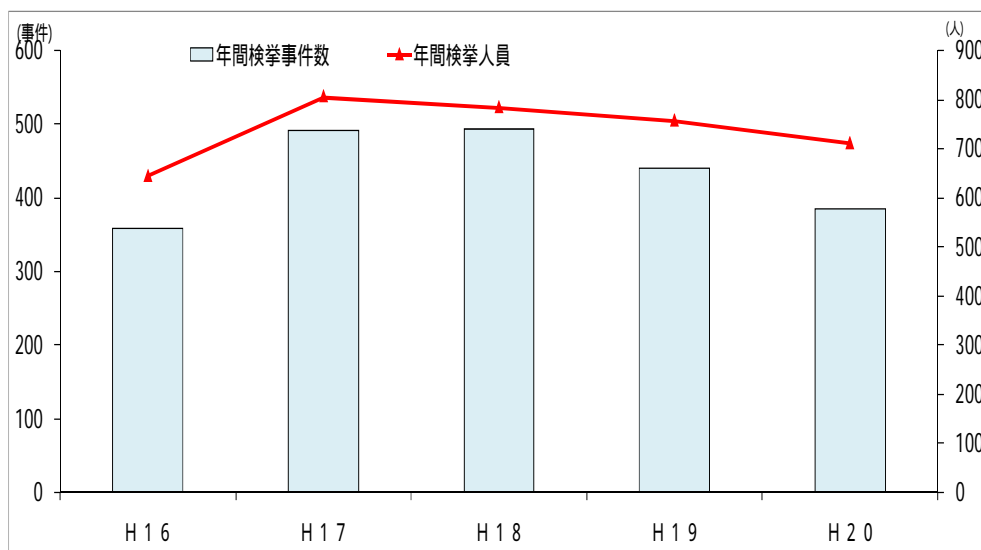
| | |
|----------|---|
| 7 | 未承認医薬品である脂肪溶解剤の無許可販売等に係る薬事法等違反事件 |
|----------|---|

医薬品販売会社社長らは現職医師らと共謀の上、平成 17 年 9 月から 19 年 12 月までの間、未承認医薬品である脂肪溶解剤を無資格で調剤し、医師の処方を書いた文句に、各地のエステサロン等において、同医薬品を「注射をすれば痩せられる」等と美肌・ダイエット効果をうたって、業として無許可で販売したり、無資格者が顧客に注射するなどしていた。20 年 8 月までに、薬事法違反（無許可販売業）、薬剤師法違反（無資格調剤）、医師法違反（無資格医業）及び医療法違反（診療所の無届開設）で 8 人を逮捕した（広島）。

(6) 知的財産権侵害事犯

平成 20 年中の知的財産権侵害事犯の検挙事件数は 385 事件、検挙人員は 710 人、51 法人であった。

ア 最近 5 年間における知的財産権侵害事犯の検挙状況



| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 検 挙 事 件 数 | 359 | 492 | 493 | 441 | 385 |
| 検 挙 人 員 | 644 | 805 | 783 | 756 | 710 |
| 検 挙 法 人 | 30 | 40 | 42 | 50 | 51 |

イ 平成 20 年中の検挙状況

知的財産権侵害事犯の検挙事件数は 385 事件(- 56 事件、- 12.7%)、検挙人員は 710 人(- 46 人、- 6.1%)で、昨年と比べ検挙事件数及び検挙人員はともに減少しているものの、平成 16 年以降高水準で推移している。

知的財産権侵害品の押収点数は、偽商標を付した工業製品の販売事件や偽医薬品の密輸入事件を検挙し、大量の知的財産権侵害品を押収したため、昨年の押収量を大幅に上回った。

| | 事件数 | 検挙人員 | | 検挙法人 |
|--------------------|-----|------|------|------|
| | | | うち逮捕 | |
| 商標法違反（偽ブランド事犯等） | 246 | 442 | 298 | 23 |
| うちインターネット利用 | 104 | 175 | 133 | 8 |
| うちインターネット・オークション利用 | 94 | 147 | 116 | 2 |
| 著作権法違反（海賊版事犯等） | 115 | 180 | 103 | 6 |
| うちインターネット利用 | 67 | 97 | 65 | 1 |
| うちインターネット・オークション利用 | 47 | 59 | 35 | 0 |
| その他の | 24 | 88 | 50 | 22 |
| うちインターネット利用 | 3 | 11 | 3 | 0 |
| うちインターネット・オークション利用 | 1 | 3 | 3 | 0 |
| 合計 | 385 | 710 | 451 | 51 |
| うちインターネット利用 | 174 | 283 | 201 | 9 |
| うちインターネット・オークション利用 | 142 | 209 | 154 | 2 |

注 「その他」の内訳は、不正競争防止法違反（19事件、69人）、特許法違反（1事件、3人）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律違反（1事件、4人）、関税法違反（3事件、12人）である。

検挙事例に見られる平成20年中の知的財産権侵害事犯の特徴は、次のとおりである。

商標法違反事件（偽ブランド事犯等）では、押収した偽ブランド品の63.3%が海外からの密輸入である。偽ブランド品の仕出国については、これまでの韓国に代わって、大半が中国から密輸入されている。密輸入の方法については、国際郵便が58.4%、海上貨物が30.3%である。

偽ブランド品の販売形態については、インターネット利用販売が42.3%、店舗販売が38.2%、街頭販売が8.5%で、インターネット利用事犯が増加傾向にある。

著作権法違反事件（海賊版事犯等）では、押収した海賊版の大半が国内で複製されたものである。

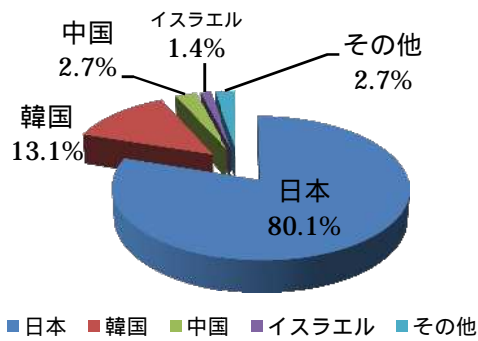
海賊版の販売形態については、インターネット利用販売が58.3%、店舗販売が20.0%で、インターネット利用販売の割合が増加傾向にある。また、ファイル共有ソフトを利用した公衆送信権侵害事犯も増加傾向にある。

被疑者の国籍別では、日本人が大半（商標法違反事件では80.1%、著作権法違反事件では85.6%）であるが、偽ブランド品の街頭販売事犯については、外国人が37.1%で、そのうち46.2%がイスラエル人である。

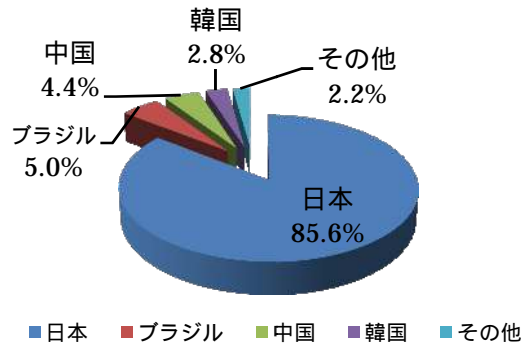
検挙事件数に占める暴力団関係者の関与の割合は11.9%で、増加傾向にある。

検挙被疑者の国籍

【商標法違反事件】

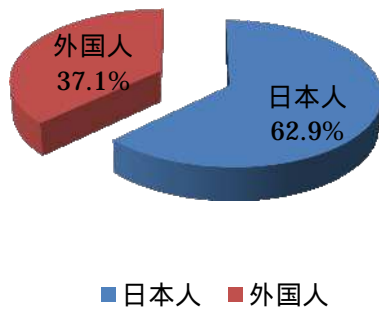


【著作権法違反】

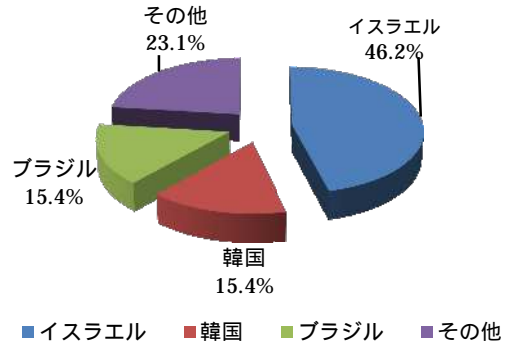


偽ブランド品街頭販売事犯

【日本人と外国人の割合】

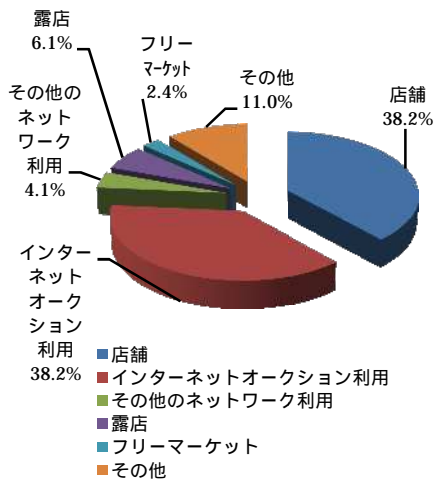


【外国人の国籍の割合】

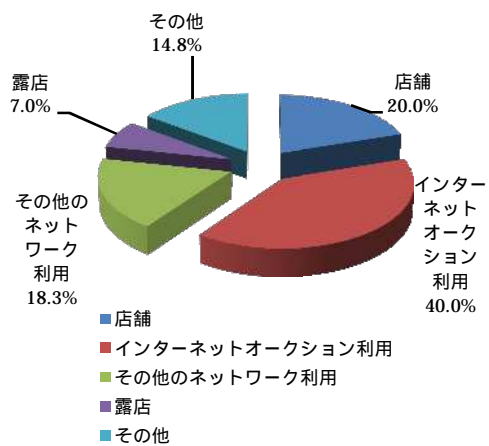


偽ブランド品、海賊版の販売方法

【偽ブランド品販売方法】

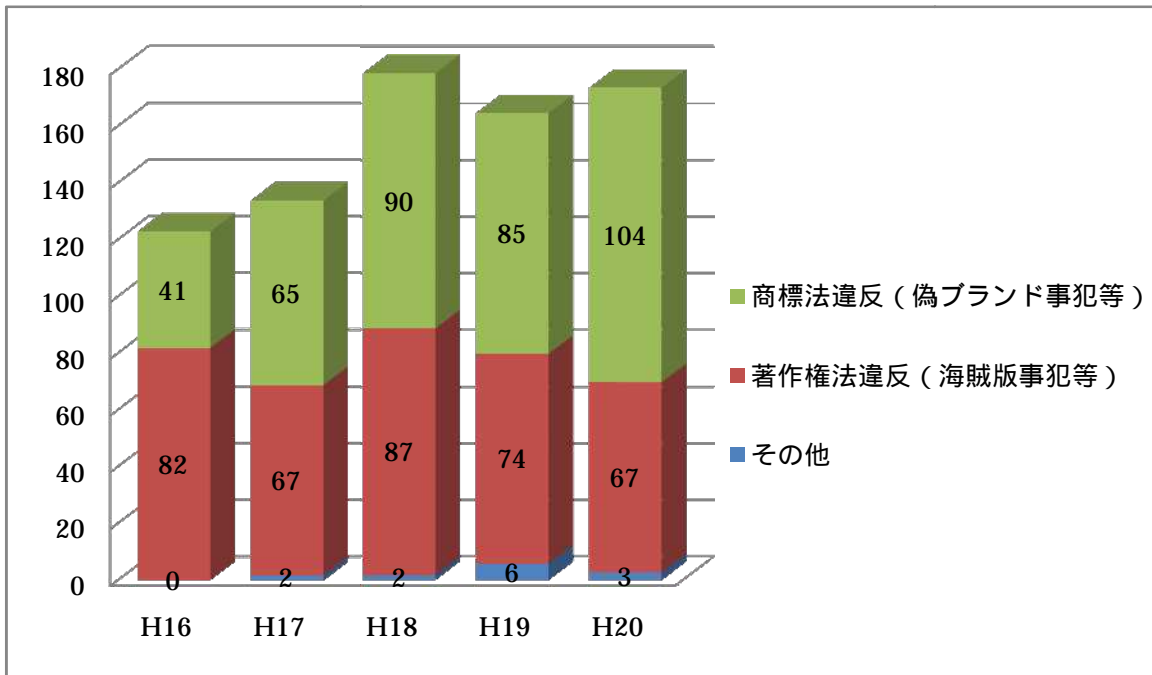


【海賊版販売方法】



最近5年間のインターネット利用事犯検挙状況

(検挙事件数)



| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 商標法違反 (偽ブランド事犯等) | 41 | 65 | 90 | 85 | 104 |
| 著作権法違反 (海賊版事犯等) | 82 | 67 | 87 | 74 | 67 |
| そ の 他 | 0 | 2 | 2 | 6 | 3 |
| 合 計 | 123 | 134 | 179 | 165 | 174 |

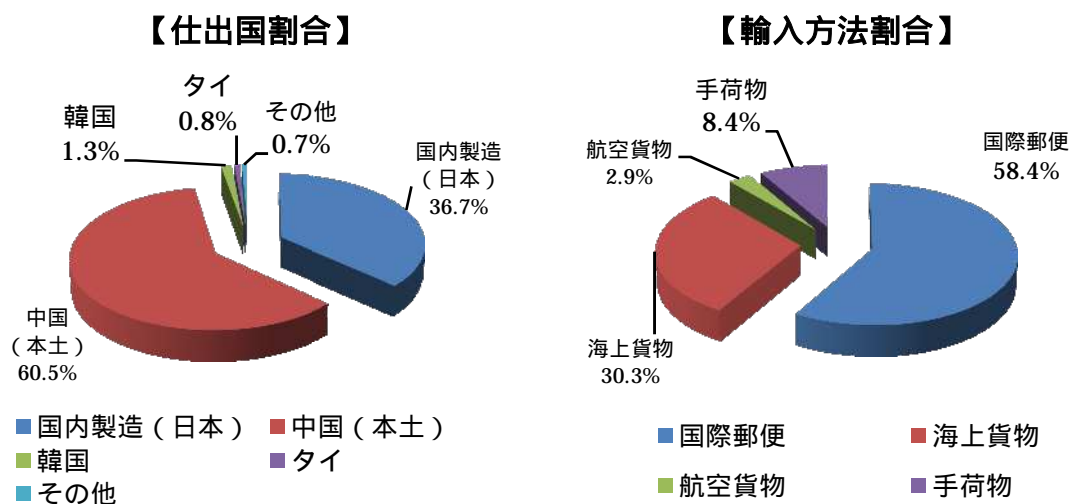
最近5年間における偽ブランド品仕出国別押収

(単位：点数)

| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 押収総数 | 143,228 | 219,852 | 326,314 | 356,283 | 507,142 |
| 国内製造 | 1,331 | 2,284 | 3,446 | 4,175 | 162,489 |
| 韓国 | 96,572 | 98,436 | 115,881 | 117,930 | 5,972 |
| 中国 (本土) | 16,737 | 9,663 | 73,512 | 143,170 | 268,326 |
| 中国 (香港) | 119 | 2,091 | 70 | 49,694 | 12 |
| 中国 (台湾) | 153 | 32,258 | 388 | - | - |
| マレーシア | - | - | - | - | - |
| タイ | - | 332 | 28 | 4,505 | 3,354 |
| フィリピン | 34 | 30 | 183 | 3 | 3,006 |
| イタリア | - | 11,265 | - | - | - |
| その他 | 191 | - | - | - | 9 |
| 不明 | 28,091 | 63,493 | 132,806 | 36,806 | 63,974 |

平成20年中に押収した偽ブランド品の仕出国及び輸入方法割合

(点数ベース)

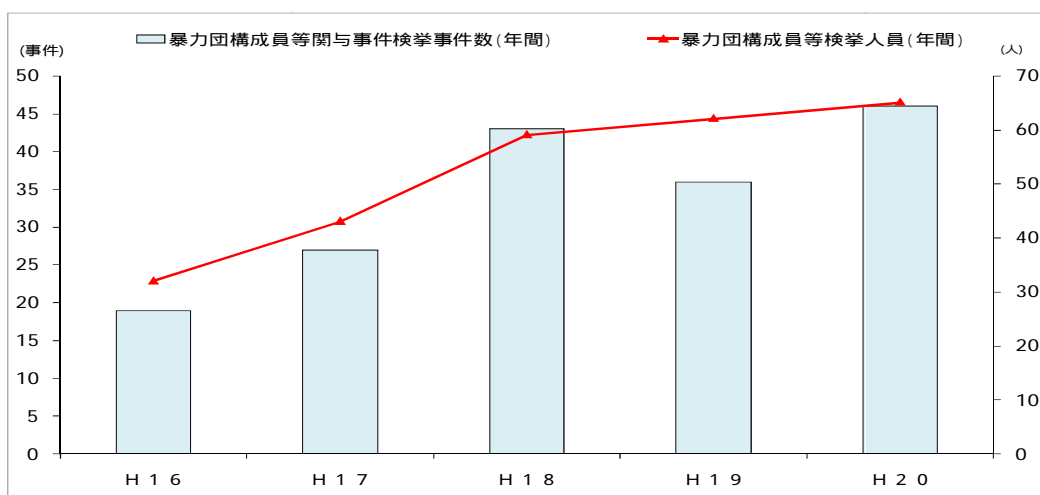


最近5年間における海賊版押収状況

(単位：点数)

| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-----|--------|--------|---------|---------|---------|
| 押収数 | 25,772 | 34,280 | 169,717 | 217,073 | 105,095 |

最近5年間における暴力団構成員等が関与する知的財産権侵害事犯の検挙状況



| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|--------|------|------|------|------|-------|
| 検挙事件数 | 19 | 27 | 43 | 36 | 46 |
| 検挙人員 | 32 | 43 | 59 | 62 | 65 |
| 暴力団関与率 | 5.3% | 5.5% | 8.7% | 8.2% | 11.9% |

注 「暴力団構成員等」とは、暴力団の構成員及び準構成員をいう。

ウ 主要検挙事例

| | |
|----------|---|
| 1 | インターネットオークションを利用した偽ブランド品販売に係る商標法違反、組織的犯罪処罰法違反等事件 |
|----------|---|

輸入販売会社役員らが、平成 16 年ころから、偽ブランド品を韓国から密輸入し、インターネットオークションを利用して販売するとともに、同オークション落札者に対し、偽ブランド品の販売代金を他人名義の口座に振り込ませていた。20 年 5 月までに、商標法違反（譲渡等）、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）又は詐欺罪で 6 人（うち 4 人逮捕）を検挙し、偽ブランド品約 1,600 点を押収した（愛媛）。

| | |
|----------|---|
| 2 | インターネットホームページを利用した偽船舶用部品販売に係る商標法違反事件 |
|----------|---|

貿易会社社長らが、平成 19 年 4 月ころから、インターネットホームページを利用し、機械製造会社の偽商標を付した梱包材に船舶用部品を梱包し、販売していた。20 年 3 月までに、商標法違反（譲渡等）で 3 法人、7 人（うち 3 人逮捕）を検挙するとともに、偽船舶用部品及び偽商標を付した梱包材等約 15 万点を押収した。また、偽商標を付した梱包材を製造していた梱包資材製作会社役員ら 5 人を商標法違反幫助で検挙した（警視庁）。

| | |
|----------|------------------------------------|
| 3 | 外国人露天商による偽ブランド品販売に係る商標法違反事件 |
|----------|------------------------------------|

イスラエル人が、平成 20 年 5 月、路上において偽ブランドバックなどを販売していた。20 年 5 月、商標法違反（譲渡目的所持）で 1 人を逮捕、偽ブランド品約 300 点を押収した（岐阜）。

| | |
|----------|-----------------------------|
| 4 | 偽ブランド品の密輸入に係る関税法違反事件 |
|----------|-----------------------------|

建設会社従業員らが、平成 19 年 9 月、中国から偽ブランド品を密輸入しようとした。20 年 6 月までに、関税法違反（輸入してはならない貨物の密輸入未遂）で 4 人を逮捕、偽ブランド品約 3 万 5,000 点を押収した（茨城）。

| | |
|----------|--------------------------------------|
| 5 | インターネットを利用した海賊版販売に係る著作権法違反等事件 |
|----------|--------------------------------------|

無職男性が、平成 17 年から、自己が開設したホームページを利用してコンピュータソフトウェアの海賊版を販売していた。20 年 1 月、著作権法違反（頒布）で 1 人を逮捕、海賊版 DVD 等約 1,500 点を押収した。また、海賊版の販売により得ていた犯罪収益を他人名義の口座に振り込ませていたことから、組織的犯罪処

罰法違反（犯罪収益等隠匿）でも検挙した（北海道）。

| | |
|----------|-------------------------------------|
| 6 | ビデオ店における海賊版DVD等販売に係る著作権法違反事件 |
|----------|-------------------------------------|

ビデオ店経営者らが、平成 17 年 3 月ころから、韓国映画の海賊版 DVD 等を販売、レンタルしていた。20 年 4 月、著作権法違反（頒布、頒布目的所持）で 2 人を逮捕、海賊版 DVD 等約 1 万 8,000 点を押収した（山形）。

| | |
|----------|--|
| 7 | 通称「字幕職人」によるファイル共有ソフトを利用し、違法外国映画をインターネット上に自動公衆送信した著作権法違反事件 |
|----------|--|

無職男性が、平成 20 年 2 月ころ、日本で未公開の外国映画に日本語字幕を付け、ファイル共有ソフトを利用してインターネット上に公開していた。20 年 9 月、著作権法違反（公衆送信権の侵害）で 1 人を逮捕し、パソコン、DVD 等約 2,500 点を押収した（京都）。

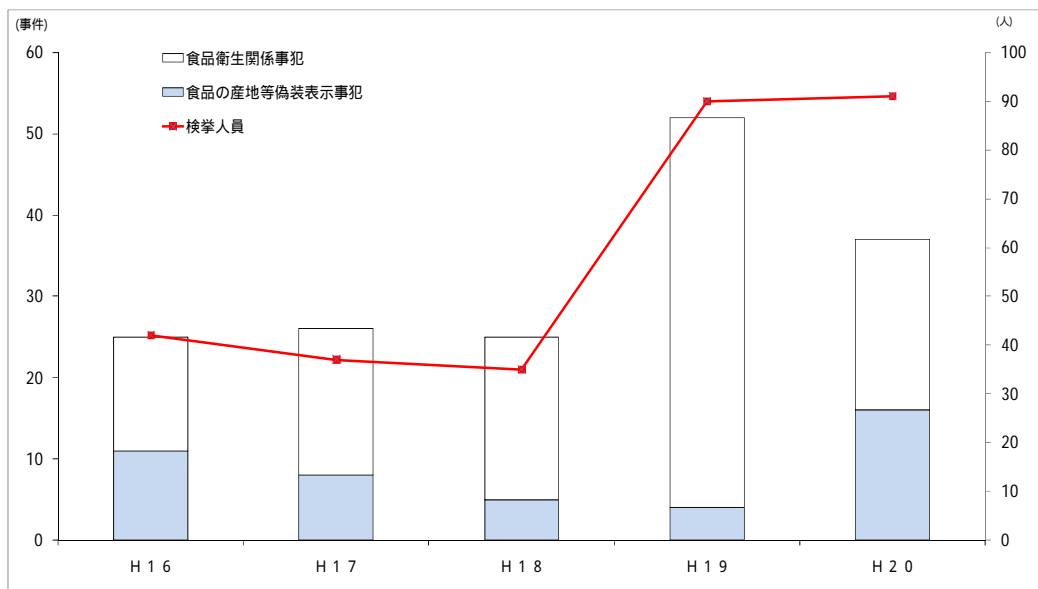
| | |
|----------|---|
| 8 | 「無料着うたフル」を装った携帯電話の違法音楽配信サイトに係る著作権法違反事件 |
|----------|---|

無職男性らが、平成 18 年 10 月ころから、違法音楽配信サイトを開設し、レンタルサーバを利用して、違法音楽配信を行っていた。20 年 10 月、著作権法違反（公衆送信権の侵害等）で 2 人を逮捕した。また、同人らに、サーバを貸与していたレンタルサーバ管理者を同年 11 月、著作権法違反幫助で逮捕した（京都）。

(7) 食の安全に係る事犯

食の安全に係る事犯とは、保健衛生関係事犯中の食品衛生関係事犯と知的財産権侵害事犯のうち食品に係る事犯とを合わせたものを指し、平成 20 年中の食の安全に係る事犯の検挙事件数は 37 事件、検挙人員は 91 人、24 法人であった。

ア 最近 5 年間における検挙状況



| | | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 検挙事件数 | 食品衛生関係事犯 | 14 | 18 | 20 | 48 | 21 |
| | 食品の産地等偽装表示事犯 | 11 | 8 | 5 | 4 | 16 |
| | 計 | 25 | 26 | 25 | 52 | 37 |
| 検挙人員 | 食品衛生関係事犯 | 21 | 21 | 23 | 69 | 34 |
| | 食品の産地等偽装表示事犯 | 21 | 16 | 12 | 21 | 57 |
| | 計 | 42 | 37 | 35 | 90 | 91 |
| 検挙法人 | 食品衛生関係事犯 | 3 | 1 | 1 | 3 | 5 |
| | 食品の産地等偽装表示事犯 | 8 | 6 | 3 | 2 | 19 |
| | 計 | 11 | 7 | 4 | 5 | 24 |

注 1 食品の産地等偽装表示事犯は、平成 17 年から、知的財産権侵害事犯として計上している。

2 平成 20 年中の食品の産地等偽装表示事犯の検挙は、不正競争防止法違反（15 事件）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律違反（1 事件）である。

イ 平成 20 年中の検挙状況及び主要検挙事例

食の安全に係る事犯の検挙事件数は 37 事件（- 15 事件、- 28.8%）、検挙人員は 91 人（+ 1 人、+ 1.1%）であった。

具体的な検挙状況としては、食品の産地偽装等に係る事犯が 16 事件、57 人、飲食店の無許可営業等の食品衛生関係事犯が 21 事件、34 人であった。

ウ 主要検挙事例

| | |
|----------|--|
| 1 | 食品加工会社による有機 J A S マークの不正表示に係る農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律違反事件 |
|----------|--|

食品加工会社社長らが、平成 18 年 12 月ころから、たけのこ水煮に不正に有機 J A S マークを貼付し、販売していた。20 年 2 月までに、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律違反（格付表示の禁止）で 1 法人、4 人（うち 2 人逮捕）を検挙した（京都）。

| | |
|----------|---|
| 2 | 食肉加工製造会社による鶏肉の品質、内容の偽装に係る不正競争防止法違反及び詐欺事件 |
|----------|---|

食肉加工製造会社社長らが、平成 18 年 4 月ころから、比内地鶏でない鶏肉で製造した加工食品に「比内地鶏」等と偽装表示し、小売会社等に販売していた。20 年 5 月、不正競争防止法違反（誤認惹起行為）及び詐欺罪で 1 法人、6 人（うち 6 人逮捕）を検挙した（秋田）。

| | |
|----------|--------------------------------------|
| 3 | 日本料理店による牛肉の産地偽装に係る不正競争防止法違反事件 |
|----------|--------------------------------------|

日本料理店社長らが、平成 19 年 3 月ころから、ロース肉の原材料として、鹿児島県産牛肉を使用しているのに、「但馬牛」、「三田牛」などと偽装表示し、消費者に販売していた。20 年 6 月、不正競争防止法違反（誤認惹起行為）で 1 法人、2 人を検挙した（大阪）。

| | |
|----------|--|
| 4 | 食品加工会社らによる冷凍野菜の産地偽装に係る不正競争防止法違反事件 |
|----------|--|

食品加工会社社長らが、平成 20 年 4 月ころ、中国産いんげんを国内産などと偽装表示し、小売店に対して販売していた。20 年 7 月までに、不正競争防止法違反（誤認惹起行為）で 2 法人、4 人（うち 3 人逮捕）を検挙した（長崎）。

| | |
|----------|--|
| 5 | 水産物輸出入会社らによるウナギ蒲焼きの産地偽装に係る不正競争防止法違反事件 |
|----------|--|

水産物輸出入会社社長らが、平成 20 年 3 月ころから、中国産ウナギ蒲焼きを愛知県三河一色産等と偽装表示し、仲卸会社に販売していた。20 年 12 月までに、同社らを不正競争防止法違反（誤認惹起行為）で 3 法人、8 人（うち 8 人逮捕）を検挙した（兵庫、徳島）。

| | |
|----------|--|
| 6 | 食肉卸販売会社による食肉の品質、内容の偽装に係る不正競争防止法違反事件 |
|----------|--|

食肉卸販売会社社長らが、平成 19 年 11 月ころ、4 等級の飛騨牛肉を 5 等級等と偽装表示し、広告代理店関連会社に販売した。20 年 12 月、不正競争防止法違反で 1 法人、3 人（うち 3 人逮捕）を検挙した（岐阜）。

| | |
|----------|---|
| 7 | 貿易会社による中国産むき身カキの虚偽申告輸入に係る食品衛生法違反事件 |
|----------|---|

貿易会社役員が、平成 19 年 11 月、中国産のむき身カキを輸入するに当たり、食品として輸入する際の貝毒検査に係る費用を免れる目的で、釣りえさと虚偽の申告をして輸入して食料品店等に食用として販売していた。20 年 2 月、食品衛生法違反（食品等の輸入の届出）で 1 法人、1 人を検挙した（千葉）。

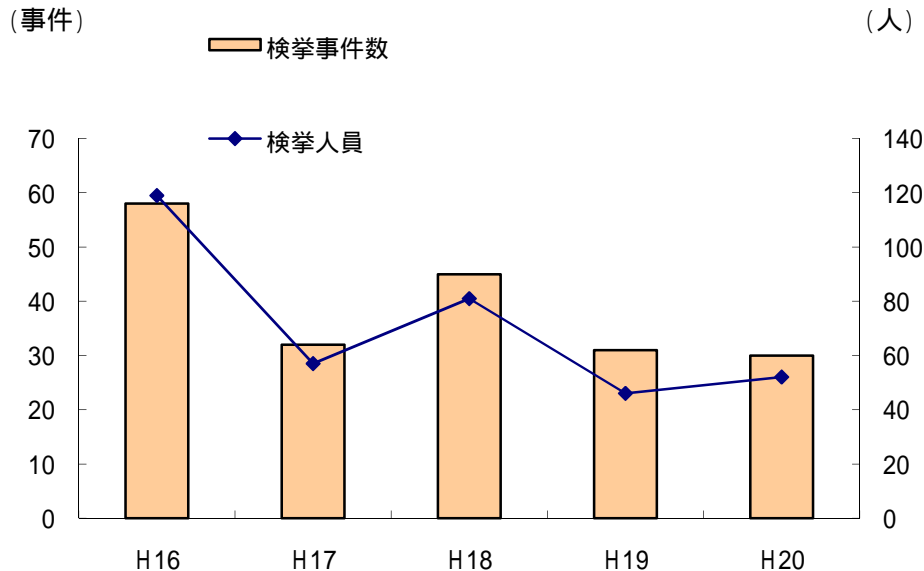
| | |
|----------|--|
| 8 | 水産加工会社によるトラフグの肝臓の販売に係る食品衛生法違反事件 |
|----------|--|

水産加工会社社長らが、平成 19 年 10 月ころから 12 月ころにかけて、有毒な物質が含まれるため販売等が認められていないトラフグの肝臓を販売していた。20 年 4 月、食品衛生法違反（不衛生食品等の販売等の禁止）で 1 法人、1 人を検挙した（宮崎）。

(8) 不動産事犯

平成 20 年中の不動産事犯の検挙事件数は 30 事件（ - 1 事件、 - 3.2% ）、検挙人員は 52 人（ + 6 人、 + 13.0% ）、10 法人（ - 11 法人、 - 52.4% ）であった。

ア 最近 5 年間における検挙状況



| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 検 挙 事 件 数 | 58 | 32 | 45 | 31 | 30 |
| 検 挙 人 員 | 119 | 57 | 81 | 46 | 52 |
| 検 挙 法 人 | 26 | 19 | 15 | 21 | 10 |

不動産事犯の検挙事件は、宅地建物取引業法違反（12 事件）、建設業法違反（12 事件）、建築基準法（4 事件）等である。

イ 主要検挙事例

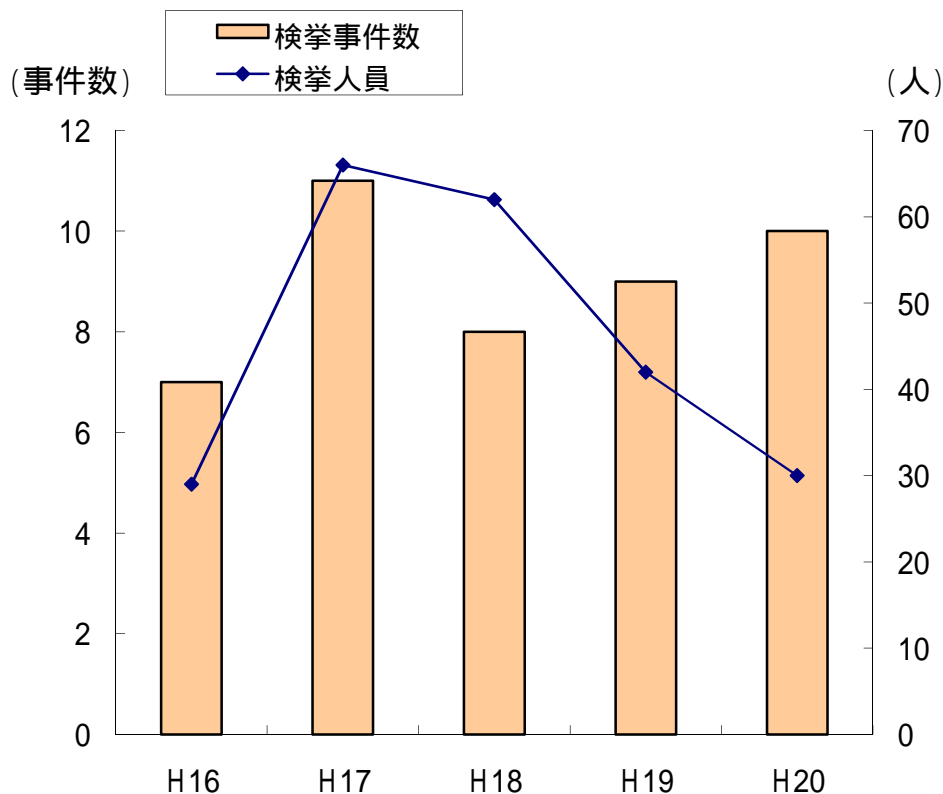
| | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 古民家等販売業者による宅地建物取引業法違反事件 |
|---|--------------------------------|

古民家等販売業を営む会社役員が、知事の許可を受けないで、平成 19 年 3 月ころから 20 年 7 月ころまでの間、事務所等において前後 6 回にわたり、買主 6 人に対し、宅地建物 6 物件を売却するとともに、宅地建物取引業を営む目的をもって、自社のホームページ及び不動産物件検索サイトに宅地建物等 9 物件の不動産物件を掲載し広告していた。20 年 10 月、宅地建物取引業法違反（無免許事業等の禁止、広告の禁止）で 1 法人、1 人（うち 1 人逮捕）を検挙した（京都）。

(9) 税法事犯

平成 20 年中の税法事犯の検挙事件数は 10 事件(+ 1 事件、+ 11.1%)、検挙人員は 30 人(- 12 人、- 28.6%)、5 法人(- 2 法人、- 28.6%)であった。

ア 最近 5 年間における検挙状況



| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 検挙事件数 | 7 | 11 | 8 | 9 | 10 |
| 検挙人員 | 29 | 66 | 62 | 42 | 30 |
| 検挙法人 | 5 | 7 | 4 | 7 | 5 |
| 脱税額 | 17 億 3,606 万円 | 25 億 6,059 万円 | 16 億 0,824 万円 | 4 億 4,000 万円 | 3 億 8,531 万円 |

税法事犯の検挙は、地方税法違反 10 事件で昨年に比べ 1 事件増加したが、うち軽油密造に係る軽油引取税に関するものが 6 事件で昨年に比べ 1 事件減少した。

この軽油引取税に関する地方税法のうち、1 事件については、脱税のほか、平成 16 年 3 月成立の改正地方税法（製造承認義務違反等）や 18 年 3 月成立の改正地方税法（いわゆる供給者罰則）を適用した事件であった。

また、当該軽油引取税に関する地方税法違反のうち、識別剤であるクマリンを抜くために硫酸を使用した事件の検挙はなかった。

イ 主要検挙事例

| | |
|----------|--|
| 1 | 石油製品販売業者らによる不正軽油の未承認製造・ほ脱等に係る地方税法違反事件 |
|----------|--|

石油製品販売業者らが、平成 18 年 10 月から 19 年 12 月までの間、自社のトラック燃料経費削減及び販売目的のため、トラック内に設置した製造施設において、福岡県知事の承認を得ずに苛性ソーダ等を使用して、灯油から識別剤クマリンを除去した後、灯油と軽油を混和して不正軽油を製造し、自社トラックの燃料として使用したり他業者に販売し、軽油引取税約 2 億 3,000 万円をほ脱した。21 年 1 月までに地方税法違反（製造承認義務違反、ほ脱、不正軽油等譲受罪、処分の媒介等）違反で 5 法人、11 人（うち逮捕 6 人）を検挙した（福岡）。

| | |
|----------|---|
| 2 | 石油製品販売業者らによるタンクローリーを使用した不正燃料 A 重油等販売のほ脱に係る地方税法違反事件 |
|----------|---|

石油製品販売業者らが、平成 17 年 5 月から 20 年 2 月までの間、燃料炭化水素油である A 重油等を自動車の内燃機関の燃料として販売することについて京都府知事の承認を受けず、納品伝票に虚偽の記載をする等して販売していることを秘匿し、会社所有等のタンクローリー車から顧客所有の大型貨物自動車等に供給して販売し、不正な行為により軽油引取税約 7,800 万円をほ脱した。20 年 4 月までに地方税法違反（ほ脱）で 5 人を逮捕した（京都）。

| | |
|----------|---|
| 3 | 石油製品販売業者によるタンクローリーを使用した不正燃料 A 重油等の未承認譲渡及びほ脱に係る地方税法違反事件 |
|----------|---|

石油製品販売業者が、平成 17 年 10 月から 19 年 7 月までの間、千葉県知事の承認を受けないで、自己所有等のタンクローリー車から顧客所有の大型貨物自動車等に対して、地方税法に規定する燃料炭化水素油である A 重油又は灯油を自動車の内燃機関の燃料として販売し、不正な行為により軽油引取税約 5,700 万円をほ脱した。20 年 2 月、地方税法違反（未承認譲渡、ほ脱）で 1 人を逮捕した（千葉）。

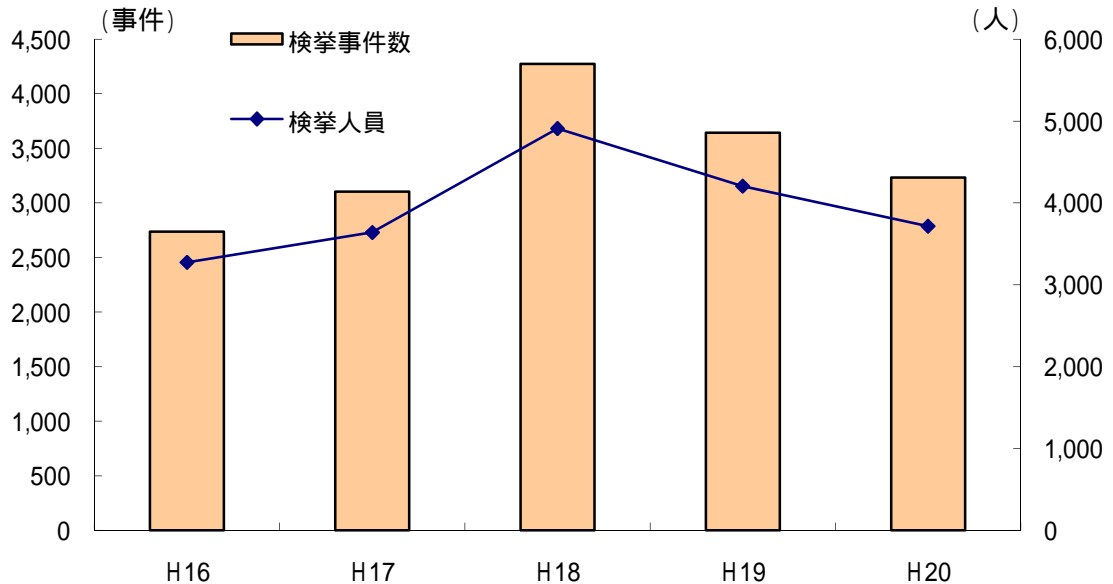
| | |
|----------|--------------------------------|
| 4 | 元右翼団体会長によるほ脱に係る地方税法違反事件 |
|----------|--------------------------------|

石油製品販売業を営む元右翼団体会長が、軽油引取税の納税を免れることを企て、取引には、登記上実在せず、実態のない複数の架空法人名義を使用し、平成 15 年 10 月から 20 年 8 月までの間、自動車等の内燃機関の燃料として、燃料炭化水素油及び軽油、灯油、その他の鉱油等を混和した軽油を法人事業者及び個人事業者に対し給油販売し、不正な行為により軽油引取税約 1,700 万円をほ脱した。20 年 10 月、地方税法違反（ほ脱）で 1 人を逮捕した（警視庁）。

(10) 諸法令事犯

平成 20 年中の諸法令事犯の検挙事件数は 3,234 事件(- 410 事件、- 11.3%)、検挙人員は 3,715 人(- 487 人、- 11.6%)、180 法人(- 24 法人、- 11.8%)であった。

ア 最近 5 年間における検挙状況



| | | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 密 漁 事 犯 | 検挙事件数 | 547 | 658 | 798 | 718 | 634 |
| | 検 挙 人 員 | 728 | 850 | 996 | 935 | 836 |
| 通 信 関 係 事 犯 | 検挙事件数 | 1,123 | 1,410 | 2,056 | 1,680 | 1,099 |
| | 検 挙 人 員 | 1,150 | 1,415 | 2,104 | 1,691 | 1,107 |
| そ の 他 | 検挙事件数 | 1,067 | 1,036 | 1,420 | 1,246 | 1,501 |
| | 検 挙 人 員 | 1,394 | 1,373 | 1,808 | 1,576 | 1,772 |
| 計 | 検挙事件数 | 2,737 | 3,104 | 4,274 | 3,644 | 3,234 |
| | 検 挙 人 員 | 3,272 | 3,638 | 4,908 | 4,202 | 3,715 |

イ 平成 20 年中の検挙状況

諸法令事犯は、昨年比で検挙事件数、検挙人員ともに減少したが、事件数において、全体のうち、海産物等の密漁に係る漁業法及び水産資源保護法違反（漁業調整規則を含む）等の密漁事犯が 19.6%、トラック運転者らによる C B 無線・パーソナル無線等の違法無線局を開設する電波法違反等の通信関係事犯が 34.0% を占めた。

また、その他の事犯として、風俗営業、090 金融、不動産業等の宣伝広告チラシの不法掲示に係る屋外広告物条例違反や、いわゆるキセル乗車にかかる鉄道営業法違反等を検挙した。

| 事 犯 | 事件数 | 検挙人員 | | 検挙法人 |
|-------------|-------|-------|------|------|
| | | | うち逮捕 | |
| 密 漁 事 犯 | 634 | 836 | 90 | 1 |
| 通 信 関 係 事 犯 | 1,099 | 1,107 | 8 | 0 |
| そ の 他 | 1,501 | 1,772 | 168 | 179 |
| 計 | 3,234 | 3,715 | 266 | 180 |

注 その他の検挙は、屋外広告物条例違反（583 事件）、鉄道営業法違反（723 事件）、船舶安全法違反（21 事件）、消防法違反（21 事件）等である。

平成 19 年（参考）

| 事 犯 | 事件数 | 検挙人員 | | 検挙法人 |
|-------------|-------|-------|------|------|
| | | | うち逮捕 | |
| 密 漁 事 犯 | 718 | 935 | 121 | 1 |
| 通 信 関 係 事 犯 | 1,680 | 1,691 | 6 | 0 |
| そ の 他 | 1,246 | 1,576 | 131 | 203 |
| 計 | 3,644 | 4,202 | 258 | 204 |

注 その他の検挙は、屋外広告物条例違反（740 事件）、鉄道営業法違反（354 事件）、船舶職員法違反（27 事件）、職業安定法違反（18 事件）、消防法違反（16 事件）等である。

ウ 主要検挙事例

| | |
|---|--------------------------|
| 1 | 暴力団幹部らによるあわびの密漁事件 |
|---|--------------------------|

暴力団幹部らが、平成 20 年 1 月、潜水器漁業の知事の許可がないにもかかわらず、簡易潜水器を使用しての採捕、見張り、運搬等の役割を分担して、あわび約 2.9 キログラムを採捕するなどした。20 年 1 月、漁業調整規則違反（無許可潜水器漁業、体長制限を超えるあわびの所持）で 8 人を逮捕した（宮城）。

| | |
|---|--|
| 2 | 大手人材派遣会社らによる労働者派遣に係る職業安定法及び労働者派遣法違反事件 |
|---|--|

大手人材派遣会社の業務統括者らが、平成 18 年 5 月ころから 19 年 6 月ころまでの間、関係会社が派遣労働者を更に他社へ供給するとの情を知りながら、労働者派遣契約に基づき、同社が雇用する労働者を関係会社に派遣し、他社の指揮下で労働させていた。また、19 年 5 月ころから 6 月までの間、前後数十回にわたり、労働者延べ百数十人を派遣先である関係会社との労働者派遣契約に基づき、雇用する労働者を派遣したにもかかわらず、関係会社に対して、派遣労働者の氏名及び性別等を記載した規定の書面の交付等を行わず、派遣先への通知をしなかった。20 年 6 月までに、職業安定法違反（労働者供給事業の禁止）、労働者派遣法違反（派遣先への通知）等で 5 法人、11 人（うち 4 人逮捕）を検挙した（警視庁）。